

# 山口県報

令和7年  
1月24日  
(金曜日)

あつては、正本一通及び写し三通)」を削り、同項第一号を次のように改める。

二 省令第五条の二第一項の変更届出書

第八条第二項第一号中「第五条の五第一項」を「第五条の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規定(同項第二号の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

## 目 次

### ○規則

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(住宅課) .....

### ○告示

解除予定保安林(下関市)(森林整備課) .....

保安林予定森林(山口市)(森林整備課) .....

保安林予定森林(周南市)(森林整備課) .....



宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

## 山口県規則第一号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年山口県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(変更届出書の添付書類)」に改め、同条中「第五条の三第一項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を「第五条の二第一項の変更届出書」に改める。

第三条第一項中「第五条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。

第八条第一項中「(国土交通大臣又は他の都道府県知事を経由して提出すべき場合に

## 山口県告示第十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和七年一月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

### 一 解除予定保安林の所在場所

下関市豊田町大字稻見字北ヶ迫六〇二の二

### 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

### 三 解除の理由

指定理由の消滅

令和七年一月二十四日

## 山口県告示第十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があつた。

令和七年一月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

### 一 保安林予定森林の所在場所

山口市陶字郷一〇九四三の一

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年一月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

## 一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字八代字大楽寺一〇一二七、一〇一二八の一、字敷卷一〇一三〇の一、一〇一三〇の二、一〇一三二の一、一〇一三二の二、一〇一三二の一、一〇一三二の二、一〇一三三の一、一〇一三五、一〇一三七の一、一〇一三七の二

## 二 指定の目的

## 土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字八代字大楽寺一〇一二八の一・字敷卷一〇一三七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)